どの子も大切にする
通常学級･通級指導･障害児学級の教育のあり方について
【政策提言】

２０１０年４月
全日本教職員組合障教部

【Ⅰ】子どもに寄り添えるあたたかい学校を
―― 今、子どもたちに豊かな学びの場を ――

１、通常学級･通級指導の教育

（１）教職員が安心して子どもと関われる学校と学級編制基準の改善を

① 学級編制の基準を１クラス 20 人前後に

② 教職員が協力し合い安心して教育に打ち込める学校づくりを

小学校低学年を担任することの多い女性教員は、夜９時過ぎでも必要があれば家庭訪問を繰り返しています。「担任している２年生のクラス 27 名の半分が手立てを要する子どもたちです。前の担任は疲れて病気になってしまい、異動してきた私が担任することになりました。前年度のこともあったので、管理職も含め学校ぐるみで子どもたちを見守ろうと職員会議で確認しました。子どもたちが騒いだり問題行動を起こしても、他の教職員が協力して対応してくれます。用務主事さんたちも子どもたちと上手に付き合ってくれます。保護者との対応も担任だけでなく教育相談の先生や養護教諭、管理職が一緒に対応しています。徐々に保護者の納得も得られるようになり、発達検査などを受ける子どもが出てきました。通級による指導を利用する子も増えています。学校全体で子どもたちを見守り、私は子どもとゆっくり関わり合いながら学級作りができるので、学級は少しずつ安定してきました。でも、今の 27 名が 20 名前後になればもっと細かく対応できるとは思います。うちの学校の他の学年でも緊急に対応すべき子どもが大勢いて、先生たちは毎日遅くまで頑張っています。今日では、困難を抱えるクラスを誰もが担任する状況です。その際、管理職を中心に学校全体のあたたかい人間関係と仲間意識、教職員の協力があれば、先生たちは頑張り続けられると思います」と、学校全体の協力で子どもたちを見守り、教師が安心して子どもたちにかかわれる大切さ、少人数学級の大切さを語っています。

（２）学校ぐるみで子ども理解を

① 子どもに寄り添った理解と具体的支援のできる校内委員会を

② コーディネーター専門教員の定数化を

③ 児童生徒 300 人以上の学校や困難を抱える学校に複数の養護教諭の配置を

長いこと小学校特別支援学級担任をしているコーディネーターの男性教員は、「知的に遅れはないのです。でも、通常学級で適応できなくて、特別支援学級や保健室で自分らしさを取り戻す子がいます。わがままではなく通常の学級集団に入りたくても入れない子が特別支援学級や保健室で過ごします。そこで、関わり・受け止めてもらいながらエネルギーを蓄え、やがて通常の学級に挑んでいきます。保護者には、家庭でも子どもの思いを受け止めてあげるように話しています。その子の特別支援学級や保健室での様子を通常の学級の担任に伝え、少しずつ通常の学級にその子の居場所を確保してもらいました。クラスの子への事前指導と、みんなのなかでのその子の活躍が評価されることによって、徐々にその子の居場所ができてきました。もう特別支援学級や保健室には来ません。『困った子』ではなく『困っている子』という児童観を校内で共有し手立てを具体化する、子ども理解を多くの教職員と共有することが大切だと思います」と、校内委員会で論議し、学校全体で「困っている子」にとりくむことの大切さと、子どもの思いに寄り添った支援、通常の学級での手立て、保護者との連携協力をつくることの大切さを語ります。

（３）家庭に寄り添い、家庭を支えることのできる学校と地域を

スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの必要に応じた配置・連携を

コーディネーターをしている小学校特別支援学級の女性教員は、「通常の学級の 1 年生の保護者で母子家庭の 20 代のお母さんが、『先生、私は子どもをたたきたくはないのです。でも、この子が大人になってひとり立ちしないといけないので、厳しくしているんです』と、泣き出してしまうのです。働きながら必死で子どもを育てているお母さんが多くなりました。でも、子どもは母親の思うように『良い子』ではなく、友だちに怪我させたり万引きをしたり、親も相談相手が学校だけ、子育てに精一杯なのです。『お母さん、十分頑張っているよね。だから、子どもはお母さんが大好きなんだよ。民生委員さんに相談したり、生活保護も受けたりして少しは息抜きしてもいいのではないの』などと、アドバイスしています。そして同時に、地域の民生委員さんや家庭支援センターと連絡を取り合っています」と、必死で子育てをしている保護者と連携する学校の役割を語りました。家庭生活まで視野に入れ地域の関係機関と協力した対応ができるよう、専門職としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・連携をすすめ、保護者と丁寧に対応できる学校をつくることが求められています。

（４）外部専門家と学校の協力体制を

教育学や心理学、医療などの外部専門家と学校が協力できる体制の整備を

小学校低学年を担任することの多い女性教員は、「小学校低学年では規律正しい学級を作ることが得意でした。でも、今の学校で、従来の指導では整然と学習に向かわせることができない子どもたちが増え悩み続けました。巡回相談の臨床心理士や特別支援学級、特別支援学校の先生のアドバイスを受けました。その子たちに分かりやすいよう、学習内容をゆっくり教え、絵カードなどを使い、話しかけ方や教具の工夫もしました。その子たちが安心して分かり始めたら、学級全体がしっとり落ち着いてきたのです。特別な手立ての必要な子どもたちが、安心して学習し始めたのです。分かりやすい働

きかけはどの子にも大切だ、ということをあらためて学びました」と、自分の実践を振り返りました。臨床心理士などの専門家と学校の教職員がそれぞれの専門性をふまえて意見を出し合い、一人ひとりの子どもたちに寄り添った対応がすすめられている学校の報告がたくさん聞かれるようになりました。

（５）子どもたちが安心できる教室と教育内容を

① 教育課程は、子どもや保護者、教職員の思いや願いを反映したものに

② 日々の教育活動に必要でない事務仕事などをなくし、子どもたちと向き合う時間や教材準備の時間の確保を

小学校低学年を担当することが多い女性教員は、「個別に手をかけないと混乱する子どもたちは、すぐに支援ができるよう私の教卓の周りで学習するようにしています。でも、しっかりしている子どもも、『先生の周りで勉強したい』と訴えてきます。どの子もあたたかい関わりを求めています。子どもたちが安心できる教室であるために、子どもたちとの関係をあわてないでゆっくりと築き、ゆっくりと学んでいく学級の雰囲気作りを大切にしています。学力向上のための細かいプログラムや数値目標を教室に持ち込んで私たちが追い立てられると子どもたちの声を聴けなくなるのですよね」と、おおらかに学級を作り、学習をすすめることの大切さについて報告してくれました。数値目標や規範意識、学習規律づくりばかりに汲々としたりせず、子どもの安心感を育む教室空間、教師と子どもとの関係、学習や集団作りが必要となっています。

また、小学校高学年を担任することが多い国語教育に造詣の深い男性教員は、「初めて受け持ったクラスの発達障害の子がものすごい投げやりで、作文用紙を渡すとすぐに破り捨てていたのです。他の子どもたちも気になりましたので、今まで思ったり感じたりしていることを自由に書いてもらいました。いろいろな子どもたちが、『勉強が分からないうちにすすんでしまう』『勉強が自分たちと関係ないように思えて面白くない』『面倒くさいことはいやだ』『自分では頑張っているつもりでもほめられない。テスト結果で注意される』等々、学びのあり方を問う声が次々に出てきました。そこで、自分の関心あることや気になっていることなど、自己を深く見つめていく作文にとりくみ、自由に思いを綴らせました。早く終わった子には書き切れていないところを指導し、子どもたちの思いが十分に書けるまで時間をかけました。面倒くさいことが嫌いな子どもたちが、何度も振り返りながら、自分を含めて周りを見つめる視点を深くしていくのです。もちろん、国語の教科書からずれますが、子どもたちの『今』に寄り添いました。発達障害の子も、自分のペースで綴ることができ、友だちの思いにも触れることができました」と、子どもたちから出発する学びの大切さを語りました。子どもたちの思いに丁寧に応えられる学校現場の創意工夫と独自性、授業準備のための時間が必要です。

（６）子ども達のニーズに応じた通級指導教室の設置を

① すべての小･中学校に通級指導教室を設置し、正規教員の配置を

② 中学校通級指導教室利用生徒の高校進学に当たって、内申書等に配慮する制度の充実を

小学校４年生担任の男性教員は、「うちの学級の子が、週３時間の通級による指導を受けています。自分の思いを聴いてもらい、いろいろな関わり方や話し方を個別に指導してくれるおかげで、学級でも随分コミュニケーションが取れるようになりました。その子の学校生活全体を支える上で通級の指導は大切です。今、通級による指導を必要とする子どもたちは増え

ています。でも、通級教室が他校に設置されているので通うことが大変です。また通級指導を希望する子どもたちの人数も多く指導時間も限られています。通級を受けたい子どもたちがいても待機させられている状況があります」と、どの学校にも通級による指導のための教室が設置される必要性を語っています。

学級のように「編制の基準」をもうけること、通級指導教室がどの学校にも設置されること、障害種に応じた教室をつくること、専門性のある教員が配置されることが求められています。

また、中学校の通級指導教室を長年担当している男性教員は、「中学校の通級では、在籍学校の成績評価と進路で不利にならないよう、通級指導時間で抜ける教科の偏りを調整します。でも、いろいろな学区域の生徒が通級してくるので、なかには教科がどうしても偏ってしまい、出席関係で評価が下がる生徒もいます。入試の内申点に影響しますので、通級利用の生徒の入試に当たって配慮する制度の拡充と周知徹底が求められています」と、通級に通う生徒の進学制度の改善について語ります。

（７）支援員の配置と身分保障を

①必要な数の特別支援教育支援員（学習支援員）の配置を

② 特別支援教育支援員（学習支援員）の研修機会や賃金、身分の保障を

障害児教育経験のある女性の特別支援教育支援員は、「『この子は、見たがり･知りたがり･やりたがりの子だと思うのです。ですから一度校内を探検してしまえば、後は落ち着いて学習に参加できるのではないでしょうか。最初から無理にみんなに合わせて行動させようとするからパニックを起こすとは考えられませんか』と、担任の先生と話し合いました。担任の先生も理解してくれたので、私はその子の『校舎探検』などに付き合いました。校舎を隅々まで探検したその子は、『もう、見たからいいよ』と、その後は落ち着いて集団行動ができるようになりました。私たちの子ども理解と担任の先生の理解が重なり合うような話し合いの時間がいつでも持てるといいのですが」と、報告してくれました。担任と連携しながら、発達障害だけではない様々な特別な手立てを要する子どもたちに寄り添える支援員が多くの学校で必要となっています。

２、障害児学級の教育

（１）特別支援学級の専門性と多様な学びの場の保障を

① 障害種別の特別支援学級には、正規の教員を配置し専門性の継続を

② 特別なニーズのある子どもたちの多様な学びの場の保障を

障害児教育に長年携わっている小学校男性教員は、「感覚過敏や情緒的な弱さを抱えた知的遅れのない子が、就学先に特別支援学級を選びました。はじめは学級での生活や学習をたっぷり楽しみ、学校が大好きな子になりました。１ヶ月後学習支援員とともに通常の学級の授業や行事などに参加し始めました。徐々に学校生活に慣れ見通しがもてるようになり、苦手な部分も理解しながら少しずつ改善してきました。10 月に入って保護者と相談し、『いろいろ不安なこともあるけれど、何かあったら無理させないで相談する』ことを前提に、２年生は通常の学級で過ごすことにしました。今、通常の

学級担任と連携しながら交流学習を増やしてかかわりを継続しています」と、特別支援学級での人間関係と学習に支えられ、支援員の配置と校内での連携がすすむと、発達障害児のなかには通常の学級で過ごせるようになる子も出てくることを報告しました。

また、障害児教育の教科指導を熱心にとりくんでいる小学校女性教員は、「障害種別に学級が設置されていないために、知的障害学級に知的には高いのだけれど情緒や学習面でアンバランスな子が増えています。保護者の要求もあり、障害児学級に籍を置きながら通常学級の教科の学習に参加させています。でも、通常学級では、その子の分かり方や気分感情、思いに応えるような教科や教え方にならないので、交流を渋り始めるのです。うちの学級の国語や算数は、学習にストーリーがあり、子どもの必然性を前提にしますので生き生きして難しい課題にもチャレンジできるのですが…。発達障害の子どもたちは、障害児学級と通常の学級を行きつ戻りつしながら、その子の見通しを育てることができます。やり直しができるような柔軟な対応が必要だと思います」と、一人一人のニーズに応じた学びの場と在籍を柔軟にすることの大切さを語ります。発達障害を含め多様な子どもたちに対して多様な学びの場が弾力的・柔軟的に保障できる条件が求められています。学校教育法第 81 条の特別支援学級の設置規定を拡大することが求められています。

（２）特別支援学級の障害種別設置を

① 障害のある児童生徒が 1 名でも障害種別ごとに特別支援学級の設置を

② 小学校特別支援学級は、１～３学年、４～６学年の単位で編制を

③ 障害のある児童生徒の実態に応じた担任数の配置を

小学校特別支援学級の女性教員は、全国の研究会で障害児教育の実践を学んできました。「IQ100を超える1年生の児童が私の担任する固定制情緒障害学級に在籍しました。保護者の要望により、その子は通常の学級での授業への参加を始めました。ところが、『こんな幼稚なのつまらない、おれの言ってることを聞いてもらえない』などと怒りだしました。情緒障害学級では、その子の要求する学習を、全国のたくさんの実践に学びながら始めました。自分の思いを受け止められ、安心して自分の学習が保障されると険しい表情が消え、担任に甘えてくるようになりました。２年生では、『通常学級の勉強、頑張ってくる』と出かけるようになりました。今年、１年生が通常学級の学習から戻ってきて荒れていると、『俺もそうだったからよく分かるよ。我慢してみんなに合わせるのは大変なんだよ』と、他の子に思いを寄せられるようになりました。子どもの『受け止めて欲しい、わかるようになりたい、みんなとつながりたい』という思いを受け止める特別支援学級は欠かせないものだと本当に思うのです。でも、うちの学級は１，２年生と５，６年生の全部で６人の子どもたちが１学級としての認可で、交流の時間に担任が付いていきたくても手が足りません。それぞれの学年に応じられる対応ができると良いのですが」と、特別支援学級の教育の大切さと学級編制の不備を語りました。障害に応じた学びの場の設置と子どもにより添える教員の配置が必要になっています。

（３）中学校特別支援学級に専門性の保障を

① 中学校特別支援学級は、学年毎による学級編制を

② 中学校の特別支援学級担任の研修保障を

③ 障害のある児童生徒が 1 名でも障害種別ごとに特別支援学級の設置を

英語で採用され、長い間、中学校特別支援学級を担任している男性教員は、「小学校は通常

の学級で過ごし、中学校で知的の特別支援学級に入学してくる子が在籍者の半分にもなります。二次障害的な精神疾患を抱えている子も多くいます。中学校は教科担当で採用されますので、学級担任の教科の偏りがあります。なかには『教科以外のものは教えられない』と言い張る教員もいます。今年、私の学級は在籍 28 名４学級６人の担任でスタートしました。担任の入れ替わりが多かったので年度始めの春休み中、障害児教育って何かについて何度も話し合いました。自分のこれまで行ってきた実践や他の人の実践も資料を出して紹介しました。また、生徒たちと「出会い授業」をすすめるなかで、話し合いを続けました。子どもたちの状況を理解しその願いに応える授業をするために、みんなで研究会にも出かけます。そのようにして学級の実践力を高め、自分の専門教科以外の教科も担当できるようにしています。生徒たちを理解し、彼らの願いに寄り添うためには、私たち自身が変わっていくことが大切です。また、障害に応じた特別支援学級の設置や、学年ごとに学級を編制することが求められています」と、子どもたちに寄り添える教職員集団づくり、必要な場の設置、編制基準について語りました。多感な中学生に寄り添える教育を保障するために、特別支援学級の教員の専門性の確保、研修機会の保障、外部の専門家と連携共同、障害種別の学級設置、学年ごとに学級を編制する基準づくりが必要です。

３、子どもたちが豊かに育つ地域

（１）就学前の相談機関の充実を

① すべての地域に就学前療育機関を設置し、通える福祉制度の充実を

② 保護者が安心して子育てできる、乳幼児期からの療育相談・家庭支援の充実を

③ 早期からの就学相談の充実を

地域の自主的な障害児教育研究会で中心的に活躍している小学校特別支援学級の女性教員は、「学校に入学する前に療育機関を転々とする保護者が増えています。その人たちは、専門書などもたくさん読んで障害についてたくさん勉強しているのです。私たちへも『この本にこのように出ているので、この本のようにわが子に指導してください』と、個別で対応するよう要求してきます。その人の子どもは『広汎性発達障害』と診断されています。確かに障害名にあるような状況を示しますが、それ以上におどおどし絶えず人目を気にし、奇声をあげ、二次障害を起こしているように見えるのです。障害を理解することは大切なことですが、親が安心して子育てできないで、療育機関を渡り歩く、そんな家庭が増えてきています」と、就学前の療育機関との出会いの大切さを語ります。安心して子育てができるような就学前療育システムの整備によって、保護者が安心して子どもを育てることができます。また十分な情報と支援のなかで、保護者が「子どもの最善の利益」に合致する就学先を選択することができます。豊かに育って欲しいという保護者の学校教育に寄せるねがいに応える、地域の総合的な体制づくりが求められています。

また、在籍児童が１～２人という地域で長年特別支援学級を担任している小学校の女性教員は、「地域性もあるのですが、もっと早く療育を受けていたら、二次障害的パニックを起こさず、十分にコミュニケーションをとることができるようになっていただろうと思える子どもに出会います。私が勤務する地域は、就学前の障害児が通える通園施設も、療育相談を受け

られる医療機関も近くにないのです。他市には通園施設や療育相談を受けられる医療機関があるのですが経済的理由などの条件で利用できずに就学を迎える子どもたちがいます。障害の早期発見･早期対応が必要な子どもたちが、適切に療育される機会が保障されることが大切です。相談機関を設置させることや保護者の経済的負担を軽減する福祉制度作りが必要となっています」と話します。子どもたちが豊かに発達するために、就学前療育システムの確立や経済的負担への配慮は欠かせません。

（２）豊かに生きられる地域づくりを

① 教育、医療、労働、福祉などの関係者のネットワークと福祉制度の充実を

② 放課後や長期休業中の社会教育の場の充実を

子どもを小学校の特別支援学級に在籍させている母親は、「小学校２年になるうちの息子は、地域の人にいつでも声をかけられています。集団登校でも、6 年生の子どもたちがむずかるわが子を上手に学校に連れて行ってくれます。特別支援学級で勉強していますが、通常の学級の催しにもニコニコと嬉しそうに参加しています。交流学級の先生が事前に受け止めるための準備をしてくれます。休日にも地域の子どもたちと過ごしていることもあります。特別支援学級で息子にあった学習をしっかりしてほしいし、地域の子として生きていけるような人間関係もつくってほしいのです。この子が大きくなった時、いろいろな人に認め支えてもらえるような地域が必要です」と、障害児が受け止められる地域の大切さを述べました。どの子も安心･安全で豊かに生きられる地域、長期休業中や放課後に障害児が安心して生活できる学校以外の場を豊かに設けることも必要です。

【Ⅱ】どの子も大切にする教育へ

１、どの子も大切にする学校を

文部科学省は、小中学校には全児童生徒の6.3％に発達障害の可能性があるという調査結果を公表しました。学校には、発達障害の子どもたちの他に、家庭の貧困や虐待、言葉の問題等々さまざまなニーズをもつ子どもたちがいます。

だれもが子どもたちに未来を託し、子どもたちの豊かな成長をねがっています。学校には地域のさまざまな願いが寄せられます。学校が地域のなかで果たす役割が膨らみ、また社会の状況も反映してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や緊密な連携が必要になり、地域のなかでいろいろな関係者が集うネットワークも求められています。

子どもたちは、あせらなくても、わかり・できる学習を求め、安心して自分らしさを発揮できる緩やかな人間関係を学校に求めています。特別な手立てを要する子どもたちは、安心して学校生活ができるよう自分たちのことを理解して欲しいと願っています。

教師には、目の前の子どもたちから出発する教育づくり、子どもたちをあたたかく見る目、保護者の思いを丁寧に受け止められる力が必要です。また一方的に教える関係ではなく、子どもたちと関わり合い、保護者と連携・共同しながら、教育内容を豊かに充実・発展させてい

くことが求められています。

教師には、十分な教材研究と教材を準備する時間が保障されねばなりません。また、同僚性あふれ自由闊達に意見を述べ合える研修、教育学をはじめとする現在の科学や文化の到達点を踏まえた多様な関係者との連携などで専門性を高めることが常に求めらます。

特別な手立てを要する子どもたちは右肩上がりに増えています。一人ひとりのニーズに応じた教育をすすめるためには、通常の学級編制基準を大幅に改善すること、教職員が協力し合ってどの子も大切にするあたたかい学校をつくることがまず必要です。

特別支援教育が制度化され、コーディネーターを中心に校内委員会で丁寧に子ども理解を深め、特別な手立てを具体化するなかで、学校生活を安心して送れる子どもが増えてきています。支援員が担任と協力し、自信を持って子どもと関わるなかで子どもたちの成長も見られます。少しずつ前進が生み出されています。

同時に、この間のとりくみから、一人ひとりのニーズに応じた教育をすすめるためには、適切な条件整備が欠かせないことがはっきりしてきました。一人ひとりのニーズに応じた教育的支援が特別ではなく普通に行われるような教育条件の整備をすすめていきたいものです。

2、どの子も大切にする教育と社会を

障害者権利条約ではインクルーシブな教育について述べられています。それは、「勉強がわからなくても、学校の学習や行事に主体的に参加できなくても、すべての子どもが通常学級に在籍するべきだ」などという乱暴な論理とはまったく異なります。

障害のある子どもたち、不登校児、外国人子女などの様々な特別な教育的ニーズを持つ子どもたちも、健常児も、だれにも保障されるべき学習し発達する権利。この、すべての子どもたちの学習権・発達権を具体化する教育制度の確立をめざすことこそがインクルーシブな教育づくりです。

20 人以下学級、複数担任制、競争と格差づくりの教育の見直しなどはどうしても必要です。また、障害児学校、障害児学級、通級指導教室などの特別な教育課程や学習の場などの合理的配慮（必要な条件整備）が、権利として必要になる子どもたちもいます。

通常学校の教育条件や教育のあり方が改善され、障害を理由とする就労や卒業後の困難がある日本の異常な状況が改善され、乳幼児期からの障害児と家庭への手厚い援助が広がれば、通常学級で学習権・発達権が保障される子どもたちがもっと広がることは間違いありません。

インクルーシブな教育は、すべての人々の社会参加が保障される社会づくりと一体のものです。

子どもたちを犠牲に、担任や、学校の自己責任に依拠する制度改革ではなく、しっかりとした教育条件を整え、子どもたちが生きやすい社会全体の改革をも展望しながら、みんなの力でどの子も大切にする教育をすすめていきたいものです。

全日本教職員組合障害児教育部
〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館
(TEL)03-5211-0123　(FAX)03-5211-0124